

## サブドメイン管理に関するガイドライン

このガイドラインは、中京大学キャンパスネットワークの運用に関し必要な事項のうち、サブドメインの管理に必要な事項を定めるものとする。

### 1. 対象

- (1)「chukyo-u.ac.jp」ドメインに属する全てのサブドメイン
- (2)本学が運用責任を持つドメインに属する全てのサブドメイン

### 2. 目的

トップドメイン直下に設置するサブドメイン設置許可および設置手続と維持・管理

### 3. トップドメイン直下に設置するサブドメイン設置許可および接続手続と維持・管理

- (1)トップドメイン下にサブドメインを設置するためには、情報センターへ「サブドメイン登録申請書」を提出し、情報センター委員会での審議を経て許可を得なければならない。
- (2)サブドメインを申請するものは次のいずれかでなければならない。

学部長

研究科長

研究所長

事務局長

その他、情報センター長が適当であると認めたもの

- (3)サブドメインの維持・管理のために、以下を置かなければならない。

ドメイン運用担当者

担当者に異動があった場合は、トップドメイン管理者に届け出なければならない。

ドメイン維持のためのサーバ装置

ネームサーバ

- (4)サブドメイン運用担当者は、以下の事項について責任を負わなければならない。

自ドメインおよび下位ドメインのセキュリティ管理

自ドメインのセキュリティ管理は「セキュリティ管理に関するガイドライン」を遵守しなければならない。下位ドメインのセキュリティ管理は、下位ドメイン運用担当者に「セキュリティ管理に関するガイドライン」を遵守させなければならない。

自ドメインおよび下位ドメインのユーザ指導・教育

自ドメインおよび下位ドメインのユーザ指導・教育は「セキュリティ管理に関するガイドライン」に基づき行わなければならない。

自ドメインおよび下位ドメインでのトラブル対応

自ドメインのネットワークまたはサーバによるトラブルでトップドメインおよび他組織の安定運用あるいは公共の福祉に対し、重大な影響を与える通信が発見された場合、被害の拡大を防止するために、必要に応じてその通信元を発見するため、パケットモニタリング等の適切な手段をとることができる。該当する下位ドメインを発見した場合は、当該ドメインの管理者に対して是正するよう勧告をおこなえる。必要に応じて該当するパケットを遮断することができる。また、トップドメイン管理者および下位ドメイン運用担当者への報告をおこなわなければならない。下位ドメインで起きたトラブルに関しては下位ドメイン運用担当者に連絡が取れない場合も同様の措置をとる場合がある。これらの措置の判断の基準、および手順は「セキュリティ管理に関するガイドライン」に従うものとする。

下位ドメイン設置における調整、接続・設定、トップドメインとの調整

下位ドメインを設置する際は、下位ドメイン運用担当者との十分な調整の上、接続および設定を行わなければならない。必要に応じてトップドメインとの調整を行わなければならない。

自ドメイン内のサーバ管理

自ドメイン内に設置されるサーバは「サーバ管理に関するガイドライン」に基づき運用されなければならない。

その他ドメイン運用・管理に関するすべての事項

(5) 下位ドメインの利用停止、設置許可の取り消しについて

ドメイン運用担当者は上記責任を遵守されず下位ドメインの運用が適切に行われない場合は、以下の措置をとらなければならない。

下位ドメイン運用担当者への警告

一定期間の下位ドメイン運用停止

4. サブドメインガイドライン

サブドメインに独自のガイドラインがある場合は、それを遵守しなければならない。